新　　旧　　対　　照　　表

新	旧
高知県社会福祉審議会規則（抜粋）	高知県社会福祉審議会規則（抜粋）
本則	本則
（身体障害者福祉専門分科会） 第７条　略 ２・３　略 ４　更生医療部会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第５条第 25 項に規定する自立支援医療のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第１条の２第１号に規定する育成医療及び同条第２号に規定する更生医療に係る同法第 59 条第１項の規定による指定自立支援医療機関の指定及び同法第 68 条第１項の規定に基づく指定自立支援医療機関に係る指定の取消し等の審査を行う。 ５・６　略	（身体障害者福祉専門分科会） 第７条　略 ２・３　略 ４　更生医療部会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第５条第 24 項に規定する自立支援医療のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第１条の２第１号に規定する育成医療及び同条第２号に規定する更生医療に係る同法第 59 条第１項の規定による指定自立支援医療機関の指定及び同法第 68 条第１項の規定に基づく指定自立支援医療機関に係る指定の取消し等の審査を行う。 ５・６　略